

**平成28年度(2016年度)**  
**社会福祉法人 県央福祉会 事業計画書(案)**  
(HP //www.tomonori.or.jp e-mail kenou@tomonori.or.jp)

## 1. はじめに

県央福祉会は、2つの理念と11の基本方針、3つの使命(ミッション)と3つ職員行動指針のもと、福祉・介護・療育・保育・医療の分野において重要な役割を担ってきました。その社会的責任の重要性を自覚し、利用者支援に当たっております。平成24年度から積極的に取り組み始めた、地域貢献活動や国際貢献をさらに充実させていくことと、一つ一つの事業所が魅力にあふれ、職員一人一人が笑顔で自信とその役割に責任を持ち利用者さんやご家族への役割を自覚し充実した年度にしたいと思っています。

そして、今年度は、県央療育センター(子どもの生活相談室)開設41年及び社会福祉法人設立以来33年の年となります。県央福祉会は、福祉・介護・療育・保育・医療の分野において重要な役割を果たすことともに、社会的責任を自覚しなければなりません。

41年前に小さな組織として始まった当法人も、今では神奈川県内10市に110の施設・事業所(保育園から障がい児・者施設、就労支援・グループホーム・診療所等及び高齢者居宅支援事業)を持つに至り、

ハード面では大規模な社会福祉法人へと成長してまいりました。しかし、今後は、ハード面の充実からソフト面や支援・介護・療育・保育・医療等の専門性と質の向上に、より努力する年度とし、当法人の強みは何か、時代が何を求め、そのニーズは何かを知り、より充実した事業展開と、中・長期的展望のもとに法人経営と各事業所運営に全役職員一同取り組むことを目標とします。

## 社会福祉法人県央福祉会の理念

### I. 障がい児・者、高齢者のノーマライゼーションの実現から「ソーシャル・インクルージョン」(共生社会)を目指します。

法人設立とともに、障がい者や高齢者の安心できる暮らしの確立を願って、ノーマライゼーションの実現に取り組んできました。県央福祉会は次の段階である、「ソーシャル・インクルージョン」(共生社会の実現)への一つとして、1978年イタリアが行った「精神病院を廃絶する法律」の制定をモデルとして、その理念の実現に努力したいと考えています。通称「バザーリア法」といい、単独型精神病院の全廃に成功しました。法律制定後22年の長き戦いだったようです。そのモデルとなったのが、イタリア北部にあるトリエステ県の取り組みです。県内に1,200人が収容されていた精神病院を解体し、そこで働く職員(医師・看護師・ソーシャルワーカー・介護人等)は、収容されていた精神障がい者とともに、医療・福祉の拠点として、地域精神保健センターを人口4万人に1か所ずつ作り、その人々が地域生活になじむまでともに暮らし、症状が悪化した場合は急性期対応のベッドをこのセンター内に1～2床だけ設けて、地域で暮らせるまで支援しました。

当法人も、このような支援の仕組みを設け、障がい者の地域生活を目指したいと思っています。それは、グループホームの充実と相談支援部門や居宅介護・医療ケア提供の地域拠点を構築することと考えています。それが、当法人がいう「ソーシャル・インクルージョン」の具現化です。今年度も、このような取り組みがさらに前進することを目標とします。

## II. 社会・福祉・介護ニーズに応えるべく先駆的で開拓的な事業を展開します。

常に社会のニーズに応えるべく先人たちは、孤児や障がい児等に手を差し伸べてきました。

例えば、

- ★家庭に恵まれない子どもや孤児(現在の児童養護施設)を最大時に3,000名の子どもたちの孤児救済に生涯を捧げた、石井十次(1865～1914年)はわが国の児童福祉の先駆者で、「教育院にして養育院にあらず」と言って、食べさせるだけではなく、労働を通じて教育をすることが大切であるとの信念の持ち主でした。
- ★また、留岡幸助(1864～1934年)は、感化院(現在の児童自立支援施設)教育の実践家で、北海道家庭学校の創始者として知られています。1888年に同志社神学校に入学。卒業後、丹波教会の牧師となって監獄(刑務所)の改良を志し、1891年に北海道空知監獄の教誨師となりますが、不良少年教化事業の必要を痛感し、1894年に渡米し、監獄制度、感化事業を学び、帰国後、触法児童や虞犯少年を対象にした教護院「北海道家庭学校」を開きました。
- ★そして、石井亮一(1867年～1937年)は、立教大学卒業後、立教女学校の教諭に就任し、24歳の若さで教頭に就任します。教頭在任中、濃尾大地震が発生し、被災地では、親を失った多数の孤児が発生し、その中でも少女たちが人身売買の被害を受けていることに衝撃を受け、「女子に性の尊さを知らせずして何が女子教育か」との思いで、急遽、現地に赴き、岡山孤児院の石井十次とともに孤児の救済にあたったといいます。被災地で保護した20名余の女子の孤児(孤女)を引き取って、私財と聖公会からの義援金を基に、荻野吟子女医の自宅を借りて、聖三一孤女学院を開設しました。石井が保護した孤女の中に、知的な発達の遅れが認められる女兒が2名いました。石井は彼女たちに深い関心を抱き、当時わが国では、これらの子どもを「白痴」と呼び人権侵害が甚だしかったため、石井は、この問題に取り組むため二度にわたり渡米し、米国各地の大学・図書館で研究に励み、知的障がい児教育を学び帰国後、聖三一孤女学院を滝乃川学園と改称して、知的障がい者教育・福祉の専門機関としたのです。石井亮一は日本の知的障がい者福祉の創始者であり、社会福祉法人滝乃川学園、財団法人日本知的障害者福祉協会の創設者となり、日本の「知的障害者教育・福祉の父」と呼ばれるようになりました。
- ★戦後では、糸賀一雄(1914年～1968年)が、昭和21年11月、戦後の混乱期の中で池田太郎、田村一二両氏の懇請を受け、知的障がい児等の入所・教育・医療を行う「近江学園」を創設し、園長となります。以来、あらゆる困苦と戦いながら、学園の充実を図るとともに、西日本で最初の重症心身障がい児施設「びわこ学園」を設立するなど、多くの施設建設を手がけるとともに、「障がいの早期発見、早期対応」のための乳幼児健診システムの確立に寄与するとともに、多くの指導者を養成し全国に送り出すなど、わが国の障がい者福祉の基礎づくりに多大な業績を残しました。これらの取り組みにおいては、重度の障がい児であっても、人間としての生命の展開を支えることが重要であるとの理念のもとに、「この子らに世の光を」ではなく、「この子らを世の光に」と唱え、人間の新しい価値観の創造を目指した人権尊重の福祉の取り組みを展開し、その精神は、現在もなおわが国の多くの福祉関係者に受け継がれています。

こうした精神は、今日でも受け継がれており、その先人たちの果たした功績や役割を私ども県央福祉会の役職員一人ひとりが十分に認識し、新たな福祉・介護のニーズに取り組みねばなりません。

## 法人の基本方針

### 1. 人権の尊重とサービスの質の向上を図ります。

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利が世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを深く認識することを起点とします。すべての人はいかなる差別もなしに、すべての権利及び自由を享有することができることを認識し、すべての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障がい者がすべての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有できることを保障することが絶対必要であることを再確認します。障がい者に関する世界行動計画及び障害者の機会均等化に関する標準規則に定める原則及び政策上の指針が、国内的、地域的及び国際的な政策、計画及び行動の促進、作成及び評価に影響を及ぼす上で重要であることを認め、また、いかなる者に対する障がいを理由とする差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであってならないことを深く認識し、さらに、障がい者の多様性を認め、すべての障がい者(より多くの支援を必要とする障がい者を含む。)の人権を促進し、及び保護することが必要であることを認め、障がい者が地域社会における一般的な福祉及び多様性に対して既に又は潜在的に貢献していることを認識しなければなりません。また、障がい者による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、その帰属意識が高められることが、障がい者にとって、個人の自律(自ら選択する自由を含む。)及び自立が重要であることを認め、障害者が、政策及び計画(障害者に直接関連する政策及び計画を含む。)に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを認識し、サービスの質の向上を図ります。(障害者の権利条約より抜粋)

### 2. インフォームドコンセント(事前に説明し利用者さんの同意に基づく支援)とエンパワーメント(人びとに夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っているすばらしい、生きる力を湧き出させること。私たち一人ひとりが誰でも潜在的にもっているパワーや個性をふたたび生き生きと息吹かせること)を大切に利用者主体の支援を行います。

利用者主体の支援をより適切に行うために、利用者支援手順書及び支援マニュアルを整備します。

### 3. 地域との共生をめざします。

地域における福祉システムの構築には、主体的に関わり、多様な職種・事業所との連携・協働により地域の福祉課題に取り組みます。また、他の社会福祉法人や社会福祉協議会、保健・医療機関、NPO法人、市民団体、ボランティアとの連携・協働で地域住民の福祉と生活の質の向上に寄与します。

### 4. ニーズの多様化・複雑化に対応して行きます。

社会福祉に対するニーズも多様化・複雑化しています。当法人としては、それらのニーズに対応して行くために新たな事業を展開していきます。

### 5. 社会的ルールの遵守(コンプライアンス)の徹底を図ります。

県央福祉会は、関係法令、法人の定めた諸規程はもとより、法人の理念や社会的ルールを遵守した経営・運営に努めるとともに、その実現のために、倫理行動

綱領や規程等の遵守と管理体制の整備、マニュアルの周知徹底、コンプライアンス教育に取り組みます。

**6. 説明責任（アカウンタビリティ）の徹底を図ります。**

利用者・家族、地域とのコミュニケーションを図るために、広報誌とホームページにより、積極的に情報開示、情報提供に努めるなど説明責任を果たします。

**7. 人材の確保・育成のための研修体制の充実と、適切な人事・労務管理を実践**

研修委員会を充実させ、法人事務局に人事担当を設置し、質の高い職員の確保と育成に努めます。また、社会のニーズや利用者・家族への支援に対して積極的に関わる職員養成に努めます。

**8. 柔軟で行動力のある組織統治（ガバナンス）の確立をめざします。**

**9. 財務基盤の安定化に努めます。**

信頼性の高い効果的・効率的経営の観点から、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理・会計処理を行います。

**10. 国際化への対応に取り組みます。**

国際化が進む中、地域で生活する外国人に適切な相談・支援や福祉サービス提供ができないか。また東南アジア・東アジア等の福祉人材の育成に寄与し、国際貢献に努めることができないか。さらに、日本に留学している東アジアをはじめとする、福祉・介護職をめざす人材の受け入れにトライします。

**11. 社会貢献活動に積極的に取り組みます。**

社会福祉法人は、公共性・公益性が極めて高い団体であり、法人税や事業税、固定資産税などの優遇扱い団体となっています。また、法人の強みを生かし、人的な面や文化・スポーツ面などから、地域社会や国際的な貢献活動ができないか考えてきました。他の公益的な法人などと協力して、具体的に何ができるのか。今年度は、検討し取り組みを始めていきます。

## 県央福祉会の使命(ミッション)

- (1)福祉の現場は、「社会福祉の仕組みや制度を変える」原動力となる使命があります。
- (2)福祉の現場は「社会保障の第一線である」という認識を持って、時代の先端を歩まなければならないという使命があります。
- (3)どんな人の人生も肯定される社会作りをするという使命があります。

## 県央福祉会の職員行動指針

1. 県央福祉会は、利用者さん・ご家族は、大切な「お客様」として受け止め、より質の高い支援に努めます。
2. 笑顔を大切にされた職場づくりをめざします。
3. ホスピタリティー(お互いを思いやり、手厚くもてなすこと)とコーテシー(礼儀正しい)を持ち合わせた人になることをめざします。

# 県央福祉会平成28年度重点目標

- ※ 県央福祉会は、2つの理念と11の基本方針、3つの使命(ミッション)と3つ職員行動指針のもと、福祉・介護・保育・医療の分野において重要な役割を担ってきたという自負のもとに、その社会的責任の重要性を自覚し、利用者支援・介護・保育・療育・医療を必要とする子ども・成人、高齢者、その家族へのサービスに当たります。
- ※ アメリカのコンサルタント、経営学者、ジェームズ・C・コリンズ(Jim Collins)は、ビジョナリーカンパニー【visionary company】という考え方を提案しました。それは、理念を掲げて変化に挑み、長期間にわたって優良であり続ける法人をめざすこと。そして、未来志向で、先見的な法人、業界で卓越した法人、同業他社のあいだで広く尊敬を集め、大きなインパクトを世界に与えつづけている法人になることをめざすと言っています。県央福祉会は、このビジョナリー・カンパニーをめざし「時代は何を求め」、「そのニーズは何かを理解し、平成28年度(2016年)は、より充実した事業展開と中・長期的展望のもとに法人経営と各事業所運営に全役員職員が一丸となって取り組みます。

## I. 法人が取り組むべき目標

1. 県央福祉会の理念及び基本方針に基づき、時代の要請に積極的に取り組みます。
2. 人権の尊重とサービスの質の向上を図ります。
3. 県央福祉会の職員は、一人ひとりが自分の人格形成(人間尊重主義)に努め、誰からも尊敬される職業人を目指します。
  - (1) そのためには何事にも誠意を持って
  - (2) 謙虚に生き。
  - (3) 謙虚に生き。
  - (4) 勇気ある行動を取り。
  - (5) 何事にも忍耐強く取り組み。
  - (6) 節制・節度ある行動を旨として。
  - (7) 他人にしてもらいたいと思うことを、進んで他人にしようという精神で働きます。
4. 法人の規模拡大に伴い4エリア10市にわたって事業を展開しているため、平成28年度は、天災・人災に速やかに対応できるよう危機管理体制を整備し充実を図ります。
5. 職員一人ひとりが自信に繋がる、達成感や有能感が実感できるように、「叱咤激励」型育成システムから「褒める」こと「認める」ことを大切にした職員育成を図ります。そのために各事業所に、「ホメール」制度を創設し実践します。
6. 職員の精神的・心理的な面で悩み疾病に繋がらないようにメンタルヘルス対策の充実を図ります。
7. 今年度から職務研修(OJT)には、義務的研修と非義務的研修とに分けて実施します。
8. 個性豊かな職員を育成するためのスポーツ・音楽・芸術・文化・余暇活動を行うサークル・同好会等を立ち上げて、元気で楽しく明るい職員集団づくりを目指します。
9. 誰もが福祉・介護・保育・医療の職場で働きたいと思える職員採用方式に変更し、平成29年度職員採用を行います。
  - (1) 例えば、県央福祉会の現場で10年間勤務し、専門資格の取得や研究・調査、又は、大学院等で学び次のキャリアパスを目指す受験者を歓迎します。
  - (2) また、受験者一人ひとりの持つ特性やすでに取得した得意分野を生かし、支援・介護・保育・療育

場面において、その力を発揮し楽しく充実した取り組みが行えるような受験者を歓迎します。

10. 県央福祉会は、理念や基本方針・使命・行動指針等が設定されており、めざすべきことは明確になっていますが、職員一人ひとりに周知徹底されていないのが現状です。平成28年度は全役職員が理念等に基づき職務に専念できるように努めます。
11. 届出や提出物等の統一フォーマットを作成し、迅速な事務手続きを図ること。
12. 常勤職員・非常勤職員の入職前研修の励行を系統的に行うこと。
13. 人材確保及び職員の育成について、職員が誇りを持って働ける法人環境整備とその仕組み作りを行います。
14. 誰もが働きやすい職場づくり(就業規則の改正)と、努力した職員が報われる組織づくり(就業規則の改定及び人事考評制度の整備)をめざしてその整備に取り組めます。
15. 規則・規程類の整備や職員の専門性の向上を目指して、28年度から教育ガイドを構築するためのプロジェクトを立ち上げます。そして、全職員が情報を共有し、組織統治力(ガバナンス)を高め、社会的信頼の高い法人組織を目指します。
16. 法人のホームページの質の向上を図り、誰からもアクセスしやすいものへ改修作業に入るとともに、国際化への対応として、英語・中国語・韓国語・ベトナム語版づくりに取り組めます。
17. 東アジア・東南アジアへの支援や外国人留学生や体験学習生受け入れを積極的に取り組めます。
18. 生産部会が中心となり、生産性向上と利用者工賃倍増のための新商品開発を行います。
19. 心を込めて、適切な利用者さん支援を、常勤職員・非常勤職員誰もが行えるよう、マニュアルやDVDを作成し継続的な研修・教育環境を整備します。
20. 今年度は、たて糸とよこ糸がより適切に働き、法人一体となった事業展開をおこないます。
21. 人事異動の原則
  - (1) 5年以上同一事業所に留まっている職員
  - (2) 10年以上同一事業所に留まっている職員
  - (3) 現在の事業所から異動希望をして3年以上経過している職員
  - (4) 個々の職員の能力が発揮できるような適材適所への異動

## II. 各エリアが取り組むべき目標

1. エリアの28年度目標を設定します。
2. エリア内の赤字事業所の撲滅に努力します。
3. エリア内の事業所の健全財政を図るため、情報を共有し支え合い連携を図り連帯意識を高めます。
4. 魅力ある事業所作りをエリア全体で推進します。
5. エリア内の事業所がよく連携できるように、各所長は報告・連絡・相談を励行します。
6. 職員の疾病・傷病休暇取得ゼロをめざします。
7. エリア内の事業所の空き枠やグループホーム等の空き枠の希望者の情報を公開し、必要性の高い利用者を調整する会議を行い適切な受け入れを図ります。

### III. 各部会・委員会・プロジェクトが取り組むべき目標

1. 各部会・委員会・プロジェクトは、内規・手順書に基づき定期的に開催し、その目的に沿ったよこ糸活動を行います。
2. 各部会・委員会・プロジェクトは、28年度の目標を立てて事業推進の充実を図ります。
3. 各部会・委員会・プロジェクトは、部会員・委員を適切に選任します。
4. 各部会・委員会・プロジェクトは、魅力ある事業所作りをサポートします。
5. 各部会・委員会・プロジェクトは、28年度の予算を立て適切な活動を行います。

### IV. 各事業所が取り組むべき目標

1. 第3次中期計画(マスタープラン)に基づき事業を遂行します。
2. 所長始め中間管理職は、利用者さんが元気で明るく活動し、モノづくりを行い、魅力あるプログラムに取り組めます。
3. 各事業所は、年間目標を立てて事業展開をします。
4. 所長は、事業所の職員の専門性や支援力・介護力・保育力・療育力を育て、明日の職員を育成します。
5. 各事業所は、健全な財務経営のために、どのような取り組みをするのか検討し実践します。
  - (1)選ばれる事業所作りめざすのか。
  - (2)利用率のアップを図ることを目指すのか。
  - (3)障害支援区分の見直しを行うのか。
  - (4)加算制度を理解し手続きし、給付費・報酬費・公定価格等の収入増を図るのか。
  - (5)制度ビジネス(給付費・報酬費・公定価格)のみに依存することなく、独自のビジネス体制を創設し取り組むのか。
  - (6)財務分析を行い、5年後・10年後を見据え、収支のバランスを図り、適切な予算執行を図り事業所経営を行うのか。
6. 各事業所は、現状の事業遂行状況を正しく把握するために、SWOT分析を行います。
7. 社会福祉法人は、年度ごとに充実した事業計画を立てて活動していますが、その計画が年度ごとに達成されたのか、全職員で確認し次年度へ繋げることが疎かになっていると批判されていますので、27年度の決算・事業報告書を作成するに当たり確実に履行していきます。
8. 毎月の残高試算表は前月分を毎月10日までに作成し、法人本部に提出します。

### V. 各職員が取り組むべき目標

1. 各職員は、笑顔あふれる事業所づくりに努めます。
2. 各職員は、お手本となる明るく笑顔あふれる支援・介護・保育・療育・医療活動を行います。
3. 各職員は、年間目標を立てて支援・介護・保育・療育・医療活動に取り組めます。
  - (1) 各職員は、職務に関する目標は、正しく評価できるテーマを設定して取り組めます。

(2) もし、職員が個人的なテーマを目標としたなら、客観的に評価可能なものとします。

4. 各職員は、専門性を高め質の高い支援・介護・保育・療育・医療活動を実行し、研修に努めます。
5. 各職員は、利用者さんへの適切な言葉使いと品位ある言葉とその場にふさわしい会話に努めます。

## 施設整備

- (1) 大和市上和田に、障害者総合支援法に基づく多機能型事業(就労継続 B 型・生活介護・短期入所)「福祉創造スクウェア・すぷら」定員 63 名 開所 平成 28 年 4 月
- (2) 障害者総合支援法に基づく多機能型事業(就労移行・就労継続 B 型・生活介護)「モンド湘南藤沢」定員 40 名 開所 平成 28 年 4 月
- (3) 茅ヶ崎市松林に、障害者総合支援法に基づく多機能型事業(就労移行・就労継続 B 型)「アゼリアうみ風」定員 20 名 開所 平成 28 年 4 月
- (4) 藤沢市善行に、保育所「善行あさぎ台保育園」定員 45 名 平成 28 年 4 月 開所
- (5) 藤沢市天神町に、グループホーム「カナルの家」の新築移住(借用型) 定員 12 名 開所 平成 28 年 4 月
- (6) 茅ヶ崎市南湖に、グループホーム「茅ヶ崎南湖ホーム」定員 10 名 開所 平成 28 年 4 月
- (7) 横浜市都筑区に、グループホーム「セトルホームつづき」定員 10 名 開所 平成 28 年 4 月
- (8) 相模原市南区新磯野の元ミニハウスの跡地にグループホーム・短期入所「アップルハウス」定員 13 名 開所 平成 28 年 6 月
- (9) 相模原市緑区に、障害者総合支援法に基づく児童発達支援センター「相模原みどり療育センター」(仮称)を平成 29 年 4 月開所に向けて準備に入ります。
- (10) 第 1・2・5 通りの木ホームの建替え整備を行います。
- (11) 三浦市内にグループホーム及び三浦創生舎の従たる事業所の整備に入ります。
- (12) N-クラブの「ともしびショップ」の従たる事業所への整備を図ります。
- (13) ナトゥールハウスの整備に入ります。
- (14) ばらの里の整備について綾瀬市と協議に入ります。
- (15) ふきのとう舎の陶芸窯倉庫を解体し作業室の充実を図るために、検討に入ります。

### ➤ 確認事項

- (1) たて糸とよこ糸のバランスが取れた組織づくりを実践します。
- (2) 充実した研修会を開催するために OJT・OFFJT・SDS の入職前研修のあり方を検討し実践します。
- (3) 若い職員が主体的に仕事に取り組めるように先輩職員、上司はよく観察し働き掛けます。
- (4) メンター・メンティー制度の充実を図るためそれぞれ研修会を開催し充実を図ります。
- (5) 各種部会は、定期的に会合を開催し情報交換と専門性を高める努力を行います。
- (6) 各委員会・プロジェクトは、それぞれの目的達成のために定期的な会議を開催し充実を図ります。